

たこつぼ ^{そうどう}蛸壺騒動 — 大淀 —

明治のことです。

「また、わたらの漁場があらされているぞ。」

朝早くから漁にでかけた漁師が、青い顔をして船から降りてきました。

「一体 だれや、こんないたずらをしていく奴は！」

と漁師達は口ぐちに言いあっています。

「ひょっとすると、^{とろ}土路か^{にしじょう}西条の奴かもしれんぞ！」

「そうや そうや。」

漁師達は無惨にあらされた漁場を前にして怒っています。

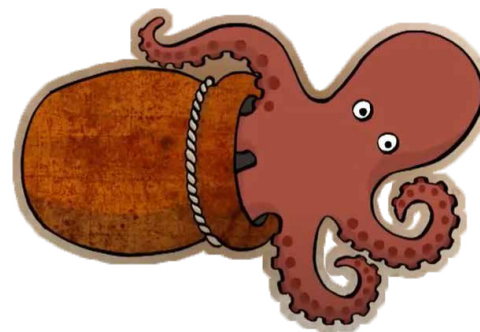
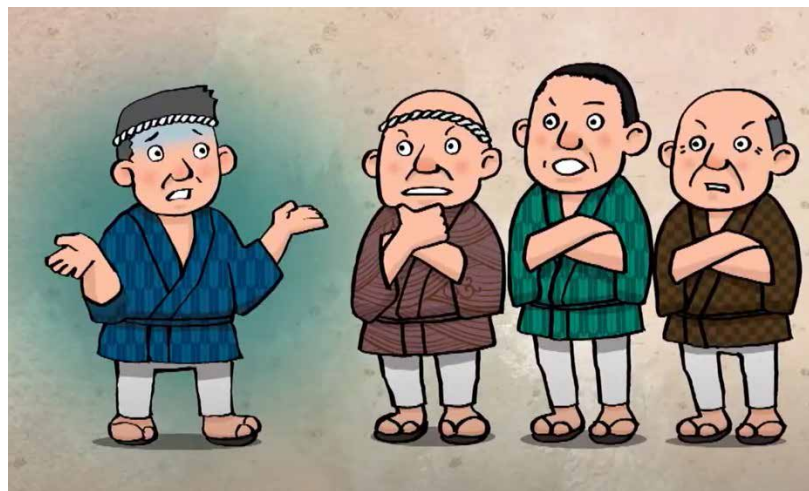
その頃の漁師達の生活は蛸壺漁に頼られていましたから、このままでは暮しにも困ると漁師達はあわてて駐在所に届けました。

そうして犯人は土路、西条の漁師だということがわかったのです。

ところが、土路、西条の漁師達は

「わたらの漁場や、綱を張っただけや。」

と主張したのです。





「わしらの漁場や。」

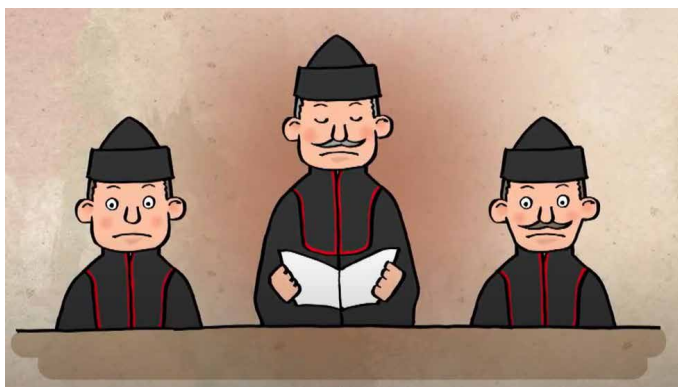
「いや わしらのや。」

の境界^{きょうかい}あらそいがいく日も続き、とうとうしびれをきらした漁師達は、津地方裁判所へもち込んだのです。

裁判の結果、大淀側の勝利となりましたが、土路、西条の漁師は、これを不服として控訴^{こうそ}したため、再度、控訴院（名古屋高裁）で争うことになりました。

しかし、ここでは大淀が負けてしまったのです。

こうなれば、意地でもと、皆で汗と血をふりしぼった多額の費用で、今度は大淀側が訴訟^{そしょう}を大審院（東京最高裁）に起こし、ここでは勝利を収めると信じていた大淀の漁師達でしたが、土路、西条について一流弁護士の雄弁な弁護にとうとう負けてしまいました。



判決理由

「明治二十年、南勢漁業組合規約十五条より漁区の区分をしており、問題の漁場についても、土路、西条の漁場であると証明されており、大淀側は入り会いについて昔の慣習を頼っていたものとして一方的に大淀の敗北となる。」

（大淀郷土史より）

キーワード：みんな、大淀、漁業